

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

回 答 書

平成26年3月17日付で貴組合から要求のありました2014年春闘要求書について、以下のとおり回答いたします。

貴組合の春闘要求につきまして、その要求の趣旨を踏まえ、当局として検討を重ねてまいりました。回答するにあたり、当局の考え方を申し述べ、貴組合のご理解をお願いする次第です。

初めに総合的な勤務条件のあり方についてですが、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準については、地方公務員法第24条にあるように、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」、また、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされているところであり、一方、地方公務員法第55条では、「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする」ことをはじめとした、職員団体との交渉に関する規定がなされているところであります。

いうまでもなく、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができませんが、勤務条件に関わる事項につきましては、今申し上げた観点を踏まえ、貴組合との交渉により解決を図っていくべきものであると認識いたしております。

また、昨年度は、国が地方へ給与減額を要請したことを踏まえ、地方交付税を算定上減額したことを受けて、本市職員の給与について、苦渋の選択として減額措置を提案し、貴組合の合意を得て実施したところであります。そういう中にあつても職員の皆様には多大なご理解をいただき、職務に精励いただいたことに感謝を申し上げます。

さて、私たちを取り巻く情勢についてですが、我が国の経済の基調判断としては、「景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる。」とされており、先行きについては、当面、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているとされており、予断を許さない状況にあります。

一方、本市の平成26年度の予算は、厳しい経済状況等により依然として落ち込みが続く法人市民税などの影響により、歳入に占める市税収入の割合は過去最低となり、加えて社会保障関係経費の増加な

どによって、財政構造の硬直化が確実に進行していることから、本市を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい状況となっているところであります。

このような状況の中、本市職員の勤務条件は、今一度市民のより厳しくなっている目線を認識し、市民や議会の理解と納得を得られるようにしていかなければなりません。

本回答は、これまでの職員一人ひとりの懸命な働きを認識するとともに、全職員が結集して市民の信頼と期待に応えていくために、当局として検討させていただいたものであります。

貴組合におかれましては、当局の意のあるところを諒とされ、本回答をもちましてご了承賜りますようお願い申し上げます。

I. 東日本大震災による被災地の復興、支援・脱原発にむけて

1. 震災復興について、住民・自治体が主体となった復興を国の責任で支援を行うとともに、被災地住民が元の生活を取り戻せるよう、被災者の支援と生活基盤・社会基盤の再建、地域経済の再生、被災地自治体の機能回復と強化へ、総力をあげて対応するよう政府に要請すること。
2. 宇治市として、被災地への支援活動や、宇治市への避難者の支援を積極的に行うとともに、そのための必要な職場体制や環境を整えること。
3. 福島原発事故について、収束宣言を撤回し、深刻な事態として認識するとともに国内外の専門的知見を結集して調査し、国民に情報を開示するよう政府に求めること。事故処理に関し抜本的な対策をとり、汚染水問題は海を汚さないことを基本とし一刻も早く事態の収束をはかること。「原発ゼロ」を政治決断し、脱原発にむけて期限を定めて取り組むことを政府に要請すること。
4. 復興財源を名目にした新たな増税や消費税増税、公務員給与引き下げなど、安易な国民負担押し付けでなく、大企業の内部留保活用や大企業・大資産家への優遇税制廃止、不要・不急の公共事業の中止、アメリカへ思いやり予算や政党助成金廃止等で復興費用の捻出をはかるよう、国に申し入れること。また、復興特別法人税の前倒し廃止をせず、早期の復興を図るよう国に申し入れること。
5. 被災地をはじめ公務公共サービスを拡充するために公務員を増やすこと。そのために必要な財源の確保を求めること。

(回 答)

本市はこれまで、被災地への支援活動として、緊急消防援助隊の派遣や応急給水支援活動及び被災地危険判定等のための職員派遣や市民からの救援物資の受付等を実施するとともに、被災地から避難して来られた方に対しては、市独自の支援として、住民票等の手数料の免除や水道料金の減免、本市の臨時職員としての雇用等を実施しているところである。

被災地及び被災者への支援は、今後も中長期的に継続していく必要があると認識しており、特に人的支援やボランティア休暇の積極的な使用などに伴う、必要な職場体制や環境については、必要に応じて協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

なお、国に対しては、全国市長会から「被災者の生活再建」、「都市防災機能の復旧・強化」、「地域産業の復興支援」等について迅速かつ万全の措置を講じるよう要請を行うとともに、京都府知事及び府内市町村長の連名で原子力発電に関して「情報開示を徹底すること」、「抜本的に原子力災害対策を見直すこと」、「自然エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進すること」等について、既に緊急要望を行ったところである。

また、全国市長会から「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」として、被災者の生活再建支援、地域産業の復旧・復興に対する支援、公共施設の復旧・再整備等について、迅速かつ万全の措置を講じるよう、地方として必要な事項についても、既に要請を行ったところである。

今後も必要に応じて要望していきたいと考えているので理解されたい。

II. 住民の暮らしと雇用に関する要求

1. 市民の暮らしや地域経済を破壊する消費税10%への増税実施に反対すること。

(回答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、消費税率やその使途については、消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により、必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革が行われると把握している。

また、制度変更や権限移譲などにより、財源措置がないまま地方負担が増加することのないよう、地方交付税による財源保障等に基づき、確実な財政措置がなされるよう、機会を通じて国に要望しているところであるので理解されたい。

2. 農業破壊、地域の崩壊、雇用破壊をもたらすTPPへの参加に反対すること。

(回答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、TPPについては、政府が交渉に参加し、関係国との協議に入っており、その動向について注視していきたいと考えているので理解されたい。

3. 労働者の雇用・暮らしに関わる深刻な事態が広がっているもと、以下の緊急対策を実施すること。

- (1) 企業に対し正規雇用の拡大を求めること。「有期雇用」、「雇い止め」や「就職内定取り消し」などを行わないように指導すること。とりわけ雇用促進補助金や企業誘致のための減額措置を受けている企業に対しては、指導を強化すること。
- (2) 市役所に雇用対策・暮らしの相談窓口を開設し、必要な手立てを講じる体制を確立させ、解雇等により生活費に困る労働者や住民に対し、迅速な生活費等の貸し付け等の支援を行なうこと。
- (3) 市役所全体の各窓口での労働者・市民の相談などの情報収集の一括と救済・支援の体制を作り対応すること。
- (4) マル宇融資制度枠の拡大、緊急避難的融資制度など宇治市独自の援護策についてさらに充実をはかること。

(回答)

現下の厳しい経済環境のもと、平成26年2月における全国の有効求人倍率は1.05、京都府は0.98、宇治ハローワーク管内では0.91となっており、昨年の同時期と比較すると改善してきている。

また、現在改善しつつある経済状況の底上げ等を図るため、本市では、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に造成された京都府の緊急雇用対策基金を活用して地域人づくり事業を実施し、失業者等の人材育成、既雇用者の賃金アップや正規雇用の拡大等の処遇改善が図られるよう対策を進めていくほか、マル宇融資制度についても、4月からの消費税率引き上げによる影響等を鑑み、平成21年3月からの臨時的な制度拡充を継続しているところである。

総合的な相談窓口は設置していないが、個別の相談については、関係課で対応し、また関係機関を紹介するなどして解決を図っており、今後も現状での体制の中で対応していきたいと考

えているので、理解されたい。

4. 労働者派遣法改正案の「全ての業種で3年を超える派遣を認める」など更なる非正規化促進を（「製造業派遣・登録派遣原則禁止の棚上げ」等の骨抜きを）許さず、労働者派遣法の廃止を求めること。当面、1985年制定時に戻し、製造業への派遣を禁止し、専門性・臨時性の高い業務に限定し、登録型・日雇い派遣などの厳禁、二重派遣等の法違反の罰則強化を行なうとともに、派遣先企業に団交応諾義務や直接雇用の義務付け、派遣先の労働者との均等待遇を義務付けるため、抜本的な法改正を行なうよう国と国会に働きかけること。

（回 答）

労働者派遣法については、平成24年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、所要の改正を行うための改正法案が平成26年3月11日に閣議決定され、平成27年4月1日からの施行を目指して国会で審議されているところである。本市としても国等の動向について注視していきたいと考えているので、理解されたい。

5. 雇用保険の支給期間延長や適用労働者のより一層の拡大などの緊急改善に向けた対策を講じるように国に働きかけること。

（回 答）

雇用対策をはじめ労働行政については、基本的に国及び京都府の役割と考えており、今後も国、京都府等の総合的な対策を注視しながら、地域の実情に応じ、市として取り得る雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めていきたい。

Ⅲ. 賃金に関する要求

1. 基本賃金について

- (1) 政府・総務省や京都府による財政制裁などを利用した不当な地方自治、労使関係への「介入」に反対し、労使自治を守ること。

（回 答）

勤務条件に関わる事項については、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところである。今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていききたいと考えているので理解されたい。

- (2) 地方交付税算定に職員賃金削減や行革を反映させる「経営努力算定」を持ちこませないこと。人事院が行おうとしている「給与制度の総合的見直し」をしないよう要請すること。

（回 答）

地方公務員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであると考えている。

なお、平成25年の人事院報告において、給与制度の総合的見直しの必要性が報告されており、本市としては、今年度の人事院報告の内容を注視しているところである。

また、勤務条件に関わることについては、これまでから貴組合との交渉により解決を図って

きているところであり、今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていききたいと考えているので理解されたい。

- (3) 賃金改定にあたっては、雇用者責任を明確にし、職員が安心して職務に専念でき、働きがいや意欲をもって働くことのできる賃金体系・水準とすること。

(回 答)

給与改定については、本年の人事院勧告等の動向を見定めたくうえで、貴組合に回答する予定であるので理解されたい。

- (4) これまでの交渉での確認事項を踏まえて、組合要求に基づく抜本的な賃金改善をおこなうこと。賃金ライン改善にむけて、初任給改善、在級年数の縮小による昇格の改善や、到達級の改善など総合的な検討を行うこと。

(回 答)

今までの交渉での確認事項を十分尊重する中で、引き続き他団体の状況等を検討し、必要に応じ貴組合と協議をしていききたいと考えているので理解されたい。

初任給については、有能な人材確保のためにも検討すべきものと認識しているところである。しかしながら一方では、現在本市の初任給は府内トップ水準であることから、近隣他団体の状況等を検討し、必要に応じ協議をしていききたいと考えているので理解されたい。

賃金ラインについては、これまでも見直しを行ってきたところである。ラスパイレス指数が職員の給与水準を示す絶対的な指標ではないものの、平成25年4月1日現在の本市のラスパイレス指数は府内最高レベルにある実態も踏まえ、引き続き本指数の適正な管理を図っていく中で、職員生活を守る雇用主としての立場とともに、市民生活を守る行政施策を行う立場であることも考慮して、様々な観点から検討し、必要に応じ協議をしていききたいと考えているので理解されたい。

- (5) 政府の狙う公務員制度改革に反対するとともに、官民いずれも破綻が明白な「成績主義」「業績主義」制度を持ち込まないこと。全職員を対象とした「勤務評定」及び、管理職を対象とした「目標管理的自己申告書」を直ちに中止すること。

(回 答)

地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底などを趣旨とした地方公務員法の改正案が国会で審議されており、本市においても国の動向を注視しているところである。

成績率の勤勉手当への反映は、管理職の一部への試行を検討しているところであるので理解されたい。

なお、勤務条件に関わる事項については貴組合と協議をしていききたいと考えているので理解されたい。

- (6) 管理職との賃金格差を拡大しないこと。賃金体系については、差別と分断を拡大することなく職場が団結できるものとする。

(回 答)

管理職の給与については、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき位置付けしているところであるので理解されたい。

(7) 前歴是正については、換算率を100%とすること。

当面、2011確定での新たな措置と、2013確定での交渉経過を踏まえ当初4年間で100%是正とすること。5年以上について75%是正に直ちに改善するとともに、取りわけ、この間の採用年齢の引き上げや、それに伴う前歴年数の増加を踏まえ、採用の上限年齢までの前歴についても直ちに改善すること。到達年齢や到達級に応じての是正について検討し、直採との格差を解消すること。

(回 答)

経験豊かで多様な人材の確保と年齢構成の平準化を目指し、職員の採用年齢の引き上げを実施したことなどにより、前歴是正については切実な要求課題として受け止めているところであり、これまでも是正に向けた措置を行ってきたところである。

引き続き国や他団体の状況を踏まえるとともに、ラスパイレス指数に与える影響など十分検討し、協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

2. 諸手当等について

(1) 級地区分の説明すら出来ない矛盾だらけの地域手当については、これまでの交渉経過をふまえ、京都市並の10%に改善を目指すとともに、当面9%支給へ回復すること。

(回 答)

地域手当については、議会からの厳しい指摘を踏まえ、国基準との整合を図るよう、職員の給与水準、近隣他団体の動向等を勘案して、支給率の見直しを図ってきたところである。現在の情勢を考えると、改善は困難であるので理解されたい。

(2) 扶養手当については、金額の大幅引き上げを行なうとともに、扶養認定基準限度額を引き上げること。

(回 答)

扶養手当の支給額については、国制度に準じることを基本と考えているので理解されたい。

なお、扶養認定基準については、給与制度全体の中で検討していきたいと考えているので理解されたい。

(3) 一時金の改善をはかること。

①「勤勉手当」を廃止し「期末手当」に一本化すること。管理職への特別な加算措置を廃止するとともに、役職加算を一律最低10%支給とすること。

あわせて1～2級についても加算措置を講じること。

(回 答)

期末手当、勤勉手当を一本化することは勤勉手当が職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有しており、この手当の支給形態が民間企業における賞与の特別給のうち成績査定

分に相当し、民間企業の賞与の支給形態と均衡が保たれている根拠となっていることから、期末手当として一本化はできないところである。

また、役職加算については、その職責に応じて役職の職務別に措置しているものであることから、全職員に一律10%加算することは困難であるので理解されたい。本市の1・2級については、国基準を踏まえると、役職加算を導入することは困難であるので理解されたい。

②「勤勉手当」及び「期末手当」の成績率改悪を導入せず、管理職も含めて成績率の適用を行なわないこと。

(回 答)

勤勉手当の支給については期間率と成績率を乗じた支給割合となっているが、現状は勤務期間率と懲戒処分者を除き一律適用した成績率とで支給割合を決定している。成績率の勤勉手当への反映は、管理職の一部への試行を検討しているところであるので理解されたい。

(4) 住居手当について、2011確定の確認及び2012確定での経過に基づき国準拠や京都府追随ではなく宇治市としての考え方を確立するとともに、持ち家について借家最高額を基準としての改善を図ること。また支給要件を改善して全ての職員に支給すること。無支給者について、一律支給を導入すること。

(回 答)

人事委員会を置かない本市においては、従来から人事院勧告、京都府及び近隣他団体の動向等を踏まえながら、本市として見直しを図ってきたところである。

自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給している住居手当は、廃止とする団体が増加してきている状況もあり、市民理解が得られにくくなってきていることから、見直しを図りたいと考え提起している中で、引き続き貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

(5) 代休手当について、現行35%支給を100%支給に引き上げること。

(6) 月60時間を超える残業は150%とした労基法の改正の趣旨を生かし、時間外勤務手当について休日・祝日・深夜を200%に、その他を150%とすること。

当面、45時間を超える残業について改善をはかるとともに、60時間を超える休日については160%とすること。

(回 答)

時間外・休日勤務手当については、国における取扱いを基本としているところであるので、代休100%、休日・祝日・深夜200%、その他150%とすることは困難であるので理解されたい。

また、月45時間、3月120時間、年360時間を超える時間外勤務手当の現行以上の割増支給の実施については困難であるものの、労働基準法改正の趣旨を踏まえ、長時間労働の抑制や時間外勤務縮減に取り組んでいるところであるので、理解されたい。

- (7) 退職手当については、2012確定、2013確定交渉経過を踏まえ、制限をかけずにあらゆる手法をもって改善を図るとともに、算定基礎、支給率、期間計算など総合的に見直し・改善を図り、育休等について全期間を算入すること。

(回答)

退職手当については、基本的には支給率、期間計算の取り扱い等について、国の制度に準ずることが適正であると考え、見直しを図ったところである。今後も引き続き貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

- (8) 特殊勤務手当についてこれまでの妥結及び確認を当局として重く受け止めるとともに、新たな改悪を行わないこと。必要に応じた改善を行なうこと。

(回答)

勤務条件に関わる事項については、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところである。今までの交渉経過を十分に尊重する中で、他団体の状況等を踏まえて、給与制度全般について検討し、協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

- (9) 「同一労働同一賃金」の国際的ルール・規範に基づき、特に民間と比較して劣悪な臨時・嘱託職員の時間単価を抜本的に改善すること。賃金を「誰でも月額10,000円以上、時間給100円以上の賃上げ」を実現すること。また、全て嘱託職員に指定職務報酬（経験加算）の導入を行うこと。

- (10) 引き続き嘱託職員の賃金をはじめとする労働条件の見直しと、時間単価の大幅な引き上げによる職員との均等待遇を図ること。

(回答)

この各要求項目については、交渉事項として貴組合に回答することにはならないので理解されたい。

なお、平成23年度に非常勤職員及び臨時職員に関する条例等を制定するとともに、この間、一定の処遇改善を図ったところである。今後も引き続き国や京都府、近隣他団体等の動向を注視し、人材確保の観点も含め、勤務条件全般について検討していきたいと考えているので理解されたい。

IV. 権利・労働条件に関する要求

1. 協約締結権回復を含む「国家公務員制度改革関連4法案」が廃案となっている中、下記の点を完全に保障することを政府に働きかけること。

- (1) 労働三権を完全に保障すること。
- (2) 消防職員の団結権を保障すること。
- (3) 公務員労働者の団体交渉権を定めた IL0151 条約を批准すること。
- (4) 「職員団体」のための行為の制限および労働組合役員の在籍専従期間の制限について、撤廃すること。
- (5) 地方公務員改革は、自治体労働者の労働基本権保障とともに、「地方自治の本旨」に基づ

き、住民自治・団体自治が保障されるものとし、自治体の労働組合・住民・議会・首長の意見が反映されたものとなるよう引き続き慎重な論議と検討を行なうよう要請すること。

(回 答)

地方公務員の労働者としての権利については、今後も引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて意見を上げてまいりたいと考えているので理解されたい。

2. 構造改革「特区」、地方独立行政法人、指定管理者制度の運用実施にかかわる諸課題は、労働条件と住民サービスにかかわる重要な問題であるので、全て労使合意事項とすること。また、「特定公務サービス」とされた業務での市場化テストを導入しないこと。

(回 答)

行政方針等の市の事務の管理及び運営に関する事項については、交渉の対象とすることができないところであるので理解されたい。なお、これら制度の実施に伴って市職員の勤務条件を見直す場合については、今後とも貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

3. 労働組合と労働組合活動、職場の労使間の正常な慣行を尊重し、すべての団体交渉に誠意をもってあたること。

(回 答)

勤務条件に関わる事項については、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところである。今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていききたいと考えているので理解されたい。

4. 週35時間労働を基本とし、すべての労働者の賃下げなしの労働時間短縮をはかること。

(回 答)

平成19年4月1日から実施した休息時間の廃止及び休憩時間の見直しにより、勤務時間についても見直しをしたところであり、現行の勤務時間を短縮することは考えていないので理解されたい。

5. 健康で生きいきと働き続けられるよう休暇の拡充を図るとともに、取得のための条件整備を行うこと。

(回 答)

職員が仕事と育児の両立が図れるよう、平成21年度にファミリーサポート休暇を創設するなどの一定の改善を図ったところであり、平成22年度には家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り勤務環境の整備を行う目的で、育児・介護休業等の制度を見直したところであるので理解されたい。

今後においても、職員の心と体の健康づくりの観点から休暇を取得しやすい職場づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

6. 労働条件と住民サービスの維持・改善、諸権利の完全行使のできる体制の確立に向け、必要な環境と人員を配置すること。年次有給休暇の取得が10日未満の職場については、この間の交

渉経過を踏まえ実態調査と分析を行い、人的措置を含めた対策を講じること。

7. 有給休暇の完全取得を目指し、権利行使実態の分析、完全取得にむけた政策を労使交渉で策定すること。

(回 答)

職員の定数及びその配置にかかる事項については管理運営事項であるが、勤務条件に関わる事項については貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

年次休暇については、15日以上取得できるよう計画的取得の推進の取り組みを進めてきているが、平成25年度においても、平均が10日未満の所属があることや、とりわけ若年層の取得日数が少ないことなどの課題があることについては認識している。また、平成25年度は、平成24年度より取得日数が増加したが、付与時期の見直しによる影響も考えられることから、平成26年度においても必要な対策を講じるとともに、引き続き年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

8. 「産休」について産前8週間・産後10週間とし、多胎妊娠については産後も14週以上とすること。予定出産日前出産の場合も全休暇期間を認め、異常分娩の場合は日数の追加を行なうこと。

(回 答)

産前・産後休暇にかかる制度については、現在のところ変更することは考えていないので理解されたい。

9. 「介護休暇」「育児休業」については、より取得しやすい内容へ改善を図り、労働者負担のない60%の有給保障を行うこと。代替要員については現行の嘱託・臨時職員配置とともに正職での配置も含め、職場実態に合わせて解決すること。また、部分休業取得にあたっては、職場実態に見合った人的措置を行うこと。

(回 答)

介護休暇、育児休業については、国の制度に準じた運用としているので理解されたい。

また、長期休暇の代替要員については、状況に応じ、非常勤職員及び臨時職員での対応とすることとしているが、所属によっては長期休暇職員が複数存在しているなどにより、通常業務に影響が出ていることについては課題として認識しているところである。長期休暇職員の代替職員については、職場実態を踏まえながら、検討していきたいと考えているので理解されたい。

部分休業については、現時点では代替要員の対応を考えていないが、課題については認識しており、協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

10. 育児にかかる短時間勤務制度、任期付き短時間任用制度や、それを利用した育児休業等への代替配置等については、職場の実態ふまへ制度化に当たっては慎重に労使協議を行うこと。

(回 答)

育児にかかる短時間勤務制度、任期付き短時間任用制度については、国や他団体の動向を見定める中で引き続き検討し、協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

11. 労働基準法改悪による女子保護規定撤廃のもとで、これまでの女子保護の精神を尊重し、安易に時間外・深夜・休日労働を命令しないこと。
女子職員の深夜勤務については解消すること。
時間外勤務の男女共通規制実施にむけ努力すること。

(回 答)

職員の時間外・深夜・休日労働については、極力少なくしていくことが重要であると考えており、特に、やむを得ず女子職員に深夜労働を命じる場合には、女子保護の精神を尊重する立場から、職員の健康や家族的責任等の事情を考慮するなど配慮が必要であると考えているので理解されたい。

また、女子職員の深夜労働の実態については、平成25年度は減少しているが、引き続き、深夜労働を原則的に命じないこととし、やむを得ず勤務を命じる場合には、特段の配慮とともに管理監督面の徹底を各所属長に指導していきたいと考えているので理解されたい。

12. すべての職場で時間外勤務の上限を、年間360時間、3月120時間とする協定を速やかに締結すること。その前提となる、時間外勤務の上限遵守を保障できる職場の人員体制を確保すること。年間360時間を越える超勤が発生している職場については、その要員や実態分析を行い、直ちに解消の手立てを行うこと。とりわけ、過労死認定の基準ともなる1月80時間以上の超過勤務は直ちに解消するとともに、労基法改正の割増時間である月60時間以上の時間外勤務防止へ、現在の実態踏まえ具体的な手立てを講じること。

(回 答)

36協定を締結している職場において、その意義や内容等について周知・徹底を図るとともに、それ以外の職場についても、36協定に準じた対応となるよう時間外勤務の縮減に向けた周知を図っているところである。

時間外勤務の縮減については、労働基準法改正の趣旨を踏まえ、縮減対策を定めて取り組んできたところであるが、平成25年度の全職員の時間外勤務時間数は、年間360時間を超過した職員数は2年連続して微減となっているものの、市全体の時間外勤務総時間数は、平成24年度より約1,150時間増加となり、災害のなかった平成23年度と比較しても増えている状況にある。要因としては計画策定業務、下水道や耐震化の工事関連業務の増加、住民説明会等、各種の要因によって、平成24年度よりも増えているが、平成26年度においても、時間外勤務の縮減対策を定め、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいく予定であるので、理解されたい。

また、健康に影響を及ぼすとされる時間外勤務時間数や勤務時間の適正な把握などは、特に労務管理を行う管理職が正しい知識や考え方をもつことが重要であることから、所属長研修等で引き続き周知徹底を図っていきたい。

13. 勤務時間について、17時から17時15分までの位置付けの徹底をはかるとともに、労基法違反のサービス残業を発生させない対策を講じること。

(回 答)

受付時間および業務終了時間については、基本的には受付終了の17時と勤務時間終了の1

7時15分までを窓口整理・事務整理時間等としており、17時以降における市民対応については、柔軟な対応を図るように周知してきているところである。

賃金不払残業については、あってはならないものと認識してきたところであるが、一部の所属において時間外勤務の管理等に不適切な事例もあったことから、平成13年4月の労働基準監督署の通達（いわゆる46通達）を踏まえ、適正な勤務時間管理を行うよう、各所属長に再度徹底している。また、早期退庁を促すため、ノー残業デーに限らず、終礼等においてその徹底を図っているところであるので理解されたい。

今後においても、貴組合の協力のもと、なお一層引き続き勤務時間の適正な管理及び職場実態の把握に努めるとともに、時間外勤務縮減に取り組んでいきたいと考えているので理解されたい。

14. 労働災害、職業病を未然に防止し、職員の健康の維持、向上のため次の方策を講じること。

(1) 各自治体が行っている福利厚生事業に対する政府の不当な介入に反対し、地公法42条に基づく雇用主責任として職場の福利厚生、元気回復事業を後退させず、拡充を図ること。

(回 答)

職員の福利厚生制度については、地方公務員法第42条の趣旨に基づき、宇治市職員共済組合を通じて、職員の元気回復、その他の厚生事業を実施しているところである。

公務員の厚遇問題を契機とした他団体の見直し状況、共済事業に対する市民感情を考慮する中で、平成22年度から福利厚生事業の公費負担率を見直したところである。今後とも創意工夫を図りながら、共済組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

(2) 成人病検診を充実し、労使合意である人間ドック・脳ドックの補助の改善を早急に行うこと。

(回 答)

高血圧症、高脂血症、癌等いわゆる生活習慣病やストレス性疾患の増加により、安全衛生委員会でも健康管理のあり方についての論議をしてきたところである。

この間、当局負担により定期健康診断の再検査（2次健診）をはじめ健康教室、健康相談等の事後措置事業を実施し、年々有所見率を改善してきたところである。

平成20年度からは、保険者に特定検診及び保健指導が義務付けられ、労働安全衛生規則の改正により、一般健康診断項目の一部が変更され、メタボリックシンドロームを中心として、中高年労働者の脳・心臓疾患の予防が重点視されている。労働安全衛生法に定められた過重労働、メンタルヘルスなどを含む全体的な産業保健サービスのレベルの維持に留意しながら、今後も健康診断の受診率の向上や有所見者の疾病予防対策の強化を図っていききたいと考えているので理解されたい。

なお、脳ドックについては、平成10年度から京都市市町村職員共済組合の保健事業として45歳以上の節目年齢（年度末年齢45・50・55・60歳）の組合員を対象に実施され、また平成14年度からは新たにストレスドックについても実施されたところである。

また、人間ドックの補助については、平成23年度から宇治市職員共済組合の補助事業として、3,000円から5,000円に補助額を拡充しており、脳ドックの補助についても他団体の状況も見ながら具体的な内容について検討していきたいと考えているので理解されたい。

(3) 中高年齢者への配慮を定めている労働安全衛生法第62条の趣旨に基づいて、配置基準等についての改善を行うこと。

(回 答)

労働安全衛生法第62条では、労働災害が中高年齢者等に発生の危険が多くなることに鑑み、労働災害防止の観点から「事業者は中高年齢者その他の労働災害の防止上、その就業にあたって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うよう努めなければならない。」と規定されているところであるが、その趣旨はいわゆる定数配置の意味合いをもった配置基準の改善とは若干性格を異にするものであると考えているので理解されたい。

(4) 職員の健康管理体制と安全衛生委員会の活動強化をはかるため、健康管理医の常駐化を図ること。

(回 答)

平成18年10月に策定した「宇治市職員のメンタルヘルスケアプラン」に基づき、メンタルヘルスケア対策の推進を図るため、平成19年度より内科産業医に加えて精神科産業医を設置し相談業務の多様化に対応しているところである。

また、安全衛生委員会の活動は、委員会発足以来、委員の積極的な参加により着実に成果をあげてきており、今後とも職員の健康保持増進に向けての取組を、より一層推進し、職員の安全衛生対策の充実に努めていきたいと考えているので理解されたい。

なお、健康管理医の常駐化については考えていないので理解されたい。

(5) 「疾病ある職員の勤務軽減等の措置を求める要求書」に基づき、解決を図ること。

学校や保育所の調理職場について、厳しい衛生管理規定や作業工程などにより、職員の健康状態について実態把握を行なうとともに、労働負担の軽減に向け、施設・設備の抜本的改善をはかること。

(回 答)

保健所の指導によるO157やノロウイルス等の衛生管理対策、さらに保育所における完全給食の実施により、従来の作業環境が変化していることは理解している。

保育所の調理職場においては、ワゴンの新調や更新など調理室内の環境整備を中心に随時必要な措置を行っているところであり、平成18年度には食器洗浄機の全園への配置を完了するなど業務の軽減を図っているほか、老朽給食リフトの計画的更新として、宇治保育所、北木幡保育所及び善法保育所の改修を実施したところである。

また、学校給食職場についても、保育所調理職場同様、保健所からの指導に留意するとともに作業負担の軽減に努め、平成12年4月からスチームコンベクションオーブンと食器食缶洗浄機を導入し、さらに、学校給食調理作業環境改善検討委員会（調理師代表、栄養士代表、市教委事務局で構成）を立ち上げ、安全・衛生・能率の三原則を踏まえた調理室改善の方向性を検討・確認したところである。

この結果を踏まえ、平成13年度から計画的に調理室改善整備に取り組んでおり、これまでに13校の改善整備を行ったところである。本年度においては、菟道小学校給食室の改修を予

定しているところである。

本件については、今後とも一定の措置が必要となる場合には十分検討の上、解決を図っていきたくと考えているので理解されたい。

なお、職員の健康状態についても、定期健康診断及び特殊健康診断を通じ、実態把握に努め、作業環境改善に反映させるとともに、健康管理の視点からも定期的に職場研修を実施し、公務災害防止・腰痛防止体操等の啓発・普及を推進しているところであるので理解されたい。

- (6) 労使合意事項である、公務により死亡した職員に対する死亡見舞金3,000万円の条例改正を大至急図ること。合わせて傷病見舞金についての運用改善を図ること。

(回 答)

公務災害の見舞金については、総合的に判断しつつ、誠実に対応したいと考えているので理解されたい。

15. 地方公務員災害補償基金京都府支部および審査会の事務局を人事担当部局から分離し、労働者代表委員を保障するなど制度の抜本的改善をはかり公正な制度を確立するよう京都府に要請すること。

(回 答)

公務災害認定にかかる任命権者の役割については、地方公務員災害補償法等により定められており、公務災害・通勤災害の認定や各種補償の決定そのものについては、地方公務員災害補償基金が行うこととされているので理解されたい。

16. 庁舎環境については、職場要求に応え、必要な改善をはかること。

- (1) 休憩室の抜本的な改善と本来の休憩室としての機能及び備品などの充実を図ること。
(2) 誰もが利用しやすい休憩室とするために必要な改善を行うこと。
(3) 分煙対策含め喫煙場所の環境整備を早急に講じること。

(回 答)

休憩室の改善については、安全衛生委員会で検討していきたいと考えているので理解されたい。

なお、喫煙場所については、平成26年度より2ヶ所を廃止したが、引き続き健康増進法や厚生労働省の通知を踏まえ、受動喫煙防止対策の推進を図る観点から必要な手立てを講じていきたいと考えているので理解されたい。

- (4) 狭隘となっている職場について、建て替え、増床など抜本的に改善し、働きやすい環境すること。

(回 答)

抜本的な職場配置問題の改善については、現在の財政状況から庁舎を新增設することは非常に困難であることから、限られたスペースを有効に活用する必要がある、「庁舎事務スペース課題検討会議」を設けている。その中で書類等の保管のあり方等や各課業務に関わる全庁的な課題の整理等を行っており、平成25年度は平成26年度から適用する配置基準や算出方法の

見直しを行ったところである。今後ともうじ安心館なども含めた一体的な活用を研究することも必要であると考えているところであるので理解されたい。

(5) 空調・換気設備を抜本的に改善すること。

(回 答)

空調設備については、平成23年度に本庁舎及び議会棟の設備改修の実施設計を行い、平成24年度に議会棟の空調機の冷温水発生機の更新、庁舎2階に送風機の設置をし、平成25年度に庁舎の冷温水発生機の更新等を行ったところである。平成26年度は議会棟及び本館1階空気搬送ファン設置等を予定しており、事務室内の空調対策については、地球温暖化対策実行計画も見据えながら、気温や湿度等の状況に応じて、柔軟に対応しているところであるので理解されたい。

(6) 執務室の清掃に必要な備品の充実を図ること。

(回 答)

必要に応じて対応していきたいと考えているので理解されたい。

(7) 障害者用トイレを各階に設置すること。

(回 答)

身障者用トイレについては、本館では1階・2階・3階・8階に各1ヶ所設置し、議会棟では1階と議場傍聴席入口前の計2ヶ所に設置している。また、設置していない階には身障者用トイレへの案内を表示しているところであり、更なる整備については、今後の検討課題としてと考えているので理解されたい。

(8) 議会棟以外の洋式トイレについてもウォシュレット式に改善すること。和式トイレについて、原則洋式に変更するとともに、除菌クリーナーの常備等衛生保持を図ること。

(回 答)

洋式トイレのウォシュレット化については、平成21・22年度に議会棟1階から3階において改修を行ったところである。また、和式トイレを洋式トイレに変更することについては、個室のスペースが不足することから、実現にはこの課題を解決する必要があると認識している。

ウォシュレット化については、今後、財政状況や省エネ対策の推進を考慮しながら、一般での普及が進んでいる状況を踏まえ、引き続き市民サービス向上の観点と合わせ、段階的に取り組んでいく必要があると考えているので理解されたい。

また、トイレの衛生保持については、充実を図っていきたいと考えているので理解されたい。

17. 消防各署の体制に見合った施設・設備の整備を緊急に図ること。とりわけ耐震性に問題がある伊勢田分署や狭狹な西署の建て替えなど早急に対応すること。これまでの災害等の教訓からも消防職員の安全対策について現状の再点検を十分に行い、消防職場の安全衛生対策の予算の拡充及び安全管理対策の充実を図ること消防各署の体制に見合った施設・設備の整備を早急に図ること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、体制の見直しに伴う施設・設備の課題については認識しており、現在もその解消に向け、検討しており、平成26年度には伊勢田消防分署の建て替えを実施するところである。消防職員の安全対策については、「災害現場活動における安全管理マニュアル」等の徹底及び安全管理ミーティング等を実施し、職場の再点検を行うとともに、資機材や装備の充実に努めて安全管理の徹底を図っているところである。

18. 庁内の案内板等を改善し、市民にとってわかりやすい庁舎にすること。

(回 答)

従来から事務室再配置の際、案内サイン等を一新しているところであり、カラー看板も一部導入している。また、市ホームページ等において、庁舎の案内図を掲載しているところであり、今後とも市民にわかりやすい庁舎にするよう努力していきたいと考えているので理解されたい。

19. 市民来庁者専用の駐輪場の確保をはかること。職員駐輪場は安全で近くに確保すること。

(回 答)

市民来庁者用のスペース確保のため、中消防署跡や議長車駐車場跡に職員専用の二輪駐車を整備し、職員の積極的な利用を呼びかけているところであるが、利用が少ない状況にある。そのため、職員会館敷地内に新たに二輪駐車を整備したところであるが、限られた敷地の中で新たなスペースを確保することは極めて困難な状況となっており、こうした状況に対する職員の理解と協力を得るとともに、今後さらに検討していきたいと考えているので理解されたい。

20. 外部職場の労働条件改善、施設改善を労働組合の要求に従って改善を図ること。

(回 答)

勤務条件に関わる事項については、本庁との均衡を図れるよう十分に考慮の上、引き続き改善に向けて貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

21. 新たな電算システムの導入については、現場の意見を十分に踏まえた上、労働組合との協議を行い、交渉で解決を図ること。VDT作業環境や従事時間規制などの抜本的対策を講じること。

(回 答)

電算システムの導入そのものは管理運営事項であるが、従来から勤務条件にかかわる事項については貴組合と協議を行い解決を図ってきたところである。

また、VDT作業対策については、VDT作業従事者健康診断の機会や安全衛生委員会活動の中でVDT作業について検証し、啓発等を図っていきたいと考えているので理解されたい。

22. 職員研修については、地方自治の趣旨に基づいて実施すること。また、職場での実務研修を充実させるとともに、提案制度を廃止し、職場会議の定例化による民主的な論議を保障すること。

(回 答)

本件は研修内容に関する要求事項であり、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、研修については、職員の職務能率の発揮と増進に向けて、今後ともより充実を図っていきたいと考えている。また職場会議については、職員同士の情報共有を図る観点からも引き続き定例化等を進め、積極的に論議できる場として整備したいと考えている。

さらに提案制度については、平成14年度の募集からは従来の事務改善提案に加えて政策提案も受け付けるなどの見直しを行い、その結果、一定の成果をあげているところであり、廃止は考えていないので理解されたい。

23. 不測の事故・事件による職員の身分保障の改善を図るため、交通事故以外をも対象にした分限条例の改正を図ること。

(回 答)

従来から職員の失職特例を「職員の分限に関する条例」において定めているところである。そのなかでは、失職の特例を交通事故に限定する旨の規定とはなっておらず、また、地方公務員法第16条の欠格条項が客観的・合理的に公務にふさわしくないものを限定列挙していること、行政実例においても一般的に失職の特例措置は極めて慎重に取り扱わなければならないところであり、こうしたところから分限条例の改正を行うことは考えていないので理解されたい。

V. 人員・機構・職場要求について

1. 業務量に応じた人員を正規職員で配置するとともに、年度途中での欠員は、正規員で直ちに補充すること。

(回 答)

職員の定数及びその配置にかかる事項については管理運営事項であるが、勤務条件に関わる事項については協議をしていきたいと考えている。

なお、年度途中での欠員については、「毎年4月から6月の間に予測しがたい欠員が生じた場合については、その業務の実態を勘案し、他の職員の応援等を求めがたい場合等、必要に応じて年度途中で採用試験を行い欠員の補充を行う」こととしているので理解されたい。

また、現在、生じている欠員については、速やかに解消したいと考えているので理解されたい。

2. 分会協議会や分会の要求については、積極的に応え解決を図ること。また、当該年度の定年及び特別希望退職者の職種に応じた採用試験を人員が確保できるふさわしい時期に実施すること。

(回 答)

分会要求については、これまでから誠実に対応してきているところである。

また、次年度に向けた採用については、定数等を見定めながら適切に対処したいと考えているので理解されたい。

3. 「新再任用制度」については、年金一部支給開始年齢が引き上げられることに伴い再任用制度の義務化が制度化される見込みの中、福祉・教育・防災など住民の暮らしを守り、向上させるための新

たな事業・業務の開拓や現行業務の充実にむけ活用を図ること。高齢になっても働き続けられる職場づくり含め対応を図ること。

(回 答)

再任用制度については、平成25年度の定年退職者より年金が支給されず無年金期間が発生することから、これまでの間、貴組合との協議を踏まえ、所要の見直しを行ったところである。

今後、再任用制度の運用にあたって生じる課題等については、引き続き貴組合と十分協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

4. 地方自治法の本旨を逸脱した「効率」最優先で市民・職員に犠牲を押し付ける「第5次行革大綱」や、新たな第3次定員管理計画に基づく人べらし「合理化」を行わないこと。人員抑制・民間委託、臨職・嘱託化などの自治体リストラを行わないこと。また、可燃ごみの収集運搬業務の民間委託を直ちに中止し、直営に戻すとともにこれ以上の委託は行わないこと。

(回 答)

第6次行政改革大綱及び実施計画は、第5次行政改革の成果と課題を踏まえつつ、平成25年度に、宇治市行政改革審議会からの答申を受け、「行政経営の品質向上」「組織・行財政運営の効率化」「民間活力の活用と協働によるまちづくり」の3つの基本施策を柱として策定したものである。また、効率的・効果的な行政執行のため平成23年度に策定した第3次宇治市職員定員管理計画については、これらを遂行する中で、勤務条件に関わる事項については貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

5. 消防職場について、定数条例の改正を踏まえ、再任用を見越しての職場体制・消防力の充実を図ること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として貴組合に回答することにはならないので理解されたい。

なお、再任用制度のあり方については、所要の見直しを行ったところである。また、消防力の強化、働きやすい職場環境の充実に向けて取り組むとともに適正な人員配置に向け引き続き努力していきたいと考えているので理解されたい。

6. 公共サービスを民間営利企業に委ねる「官民競争入札制度」(市場化テスト)の導入と公の施設の指定管理者制度の拡大を行わないこと。また、「指定管理者制度」を導入した施設の検証を行うと共に、「公の施設」の管理・運営については、当該施設が設置された目的や趣旨、業務の性格を踏まえて直営に戻すことも含め検討し、適切に運営されている施設については、「公募」によらず「非公募」で引き続き指定すること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、公共サービスについては、公平性・効率性の原則に基づき、多様化・複雑化する市民ニーズへの的確に対応するため、さらなる市民サービスの向上、経営の効率化を図ることのできる方策を検討すべきものと考えている。

公共施設全般についての最適な管理運営方法については、「公共施設運営検討事業報告」及び「公の施設の管理運営形態について」に基づくこととしており、この中で公益財団法人への移行準備のため非公募での指定期間を2年間延長していた施設については、公益財団法人への移行が完了し、総合的に検討した結果、非公募により引き続き公社を指定しているところである。

7. 地域主権改革一括法に基づく権限移譲に対して、必要な人員体制を確保するとともに、スムーズな移行が図れるよう京都府に対してフォロー求めるとともに必要な研修を行なうこと。

(回 答)

権限移譲に伴い京都府より移譲された事務については、京都府の説明会や積極的な聞き取りにより、事務内容の詳細や業務量等について情報収集を行い、宇治市権限移譲に関する事務処理体制検討委員会において、それらの把握と体制等を検討するとともに、把握した事務内容及び業務量等については、担当課の職場会議等を通じて職場への説明を行い、スムーズな事務の移譲に努めたところである。

今後、さらに移譲される事務が出てきた場合についても、京都府に対して、スムーズな事務の移譲が行えるよう、情報の提供と適切な支援を行うよう求めているところである。

なお、権限移譲等に伴い、勤務条件に関わる事項が発生する場合には、貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

8. 現行でも手狭な職場スペースや歪な配置、権限移譲等今後も増大する業務量、市民の利便性などを踏まえ、庁舎の新增設も含めて抜本的な職場配置問題の改善を検討すること。配置基準の変更や算出方法を見直し、最低スペースの保障や電算機器の導入に見合ったスペースを確保すること。

(回 答)

抜本的な職場配置問題の改善については、現在の財政状況から庁舎を新增設することは非常に困難であることから、限られたスペースを有効に活用する必要があり、「庁舎事務スペース課題検討会議」を設けている。その中で書類等の保管のあり方等や各課業務に関わる全庁的な課題の整理等を行っており、平成25年度は平成26年度から適用する配置基準や算出方法の見直しを行ったところである。今後ともうじ安心館なども含めた一体的な活用を研究することも必要であると考えているところであるので理解されたい。

9. 機構改革を行うにあたっては、これまでの職場の意見を十分尊重して行うとともに、簡素で市民に分かりやすい機構とすること。また超過勤務削減のための管理職への登用や、本来の「主幹」ポストの役割と位置づけから逸脱した係長兼務主幹を止めること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないが、勤務条件に関わる事項については、貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

なお、機構改革については、職場会議での意見も十分踏まえるとともに、行政改革大綱に基づき市民にわかりやすい組織づくりを推進してきたところである。また、時間外勤務削減のための管理職への登用は、行っていないところであり、組織運営上の必要性から、主幹への登用

を実施しているところであるので理解されたい。

VI. 自治体行政に対する要求

1. ナショナルミニマムを切り捨て国の責任を放棄する「地域主権改革」ではなく、憲法に基づく国民の基本的人権の尊重、住民自治に根ざした地方自治の実現へ、国・府に要請すること。

(1) 「義務付け・枠付け」の見直しと、それに伴う施設・公物の設置管理に係る国庫補助負担金の見直しは、国は保障すべき最低基準を解体するものであり反対すること。

国民のナショナルミニマムを守る国の責任を明らかにし、地方の自主権を保障すること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、地域主権改革一括法に基づく義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体へ権限移譲については、平成24年度から事務移譲が行われたが、これら業務の円滑な執行など、地域主権改革の推進を図るためには、地方の安定的な税財源の確保が不可欠であり、一括交付金と合わせて税財源のあり方について議論が必要であることから、積極的な情報提供及び地方の担うべき事務と責任に見合った地方税財政制度の再構築について、市長会等を通じて要望しているところであるので理解されたい。

(2) 「地域主権改革」として進められている、基礎自治体への権限移譲、補助金の一括交付金化、国の出先機関改革等については、基本的人権保障と住民自治を拡充する観点から検証し、国・府に意見をあげること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、地域主権改革における財源措置については、国において一括交付金として予定されているが、未だ詳細は示されていない。一括交付金については地方自治体の政策選択における自由裁量が拡大するという点については評価できるものの、ナショナルミニマムとして実施しなければならない社会保障関係の国庫負担金等が一括交付金の対象となることは、本来、国が責任を負うべきことを地方に押しつけることになり、あってはならないことと考えており、財源移譲や国庫負担金、地方交付税制度などの拡充によって国の責任を果たすよう市長会等を通じて要望しているところであるので理解されたい。

(4) 「子ども子育て支援新制度」の導入による公的保育解体に反対し、引き続き宇治市として公的責任を果たし公的保育の充実に責任を持つこと。

(回 答)

本市では、平成25年に宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施するとともに、12月には宇治市子ども・子育て会議を立ち上げ、本市の子ども・子育て支援に関し必要な議論を行うこととしている。そうした中で、公的保育の役割を果たしていくために、今後、会議の中で議論していくこととしているので、理解されたい。

なお、必要に応じて国に対して要望していきたいと考えているので理解されたい。

3. 「住民のいのちと暮らし、健康・福祉を守る」という自治体本来の役割を果たすため、「地方自治の本旨」に基づき自治体行政を進めること。

交付税削減に反対し、地方自治擁護の立場を明確にし、国への要求・要望を強めること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、少子・高齢社会を支える公平で活力ある経済社会を実現するため、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であり、地方交付税だけでなく、税制をはじめ、受益と負担といった観点から、全体を見据えた総合的な議論が必要であると考えており、必要に応じ、国に対して要望していきたいと考えているので理解されたい。

4. 社会保障制度の充実にむけ、公的責任を果たす立場から次の要求実現に努力すること。

- (1) 国民の過半数が反対している消費税増税と社会保障切り捨てを進める「税と社会保障一体改革」に反対すること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、社会保障・税一体改革については、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものとされている。

給付に見合った負担を確保しないままその負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難であることから、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、社会保障の給付水準に見合った負担を国民全体で担っていく財源措置が必要であると考えている。

しかしながら、国の財政再建だけが優先されるような改革や、財源措置が伴わない制度改革がなされないよう、市長会等を通じて国に対して必要な意見をあげていきたいと考えているので理解されたい。

- (4) 住民にとっての保険料の値上げや身近な相談から遠ざかる国民健康保険の広域化に反対すること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。

なお、国に対しては、国民皆保険体制を堅持することは国の責務であり、これまでより、国庫支出金等の拡充・強化や、国民全体の給付と負担の公平性確保を前提とした医療保険制度の一本化など、制度の改善に向けた要望を行ってきたところである。

国民健康保険の広域化について、現在、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に掲げられた医療保険制度改革の具体化に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）、併せて事務レベルのワーキンググループで協議されているところであり、京都府も、「まずはナショナルミニマム確保の観点から市町村国保への国費投入を充実するよう国に求めるとともに、市町村国保を都道府県単位で一元化し、広域自治体である京都府がその運営に参画することにより、京都府と市町村が協力して国保を運営していくことが必要である。」とされている。

したがって、問題の解決に向けた取り組みとして期待をしているところであり、今後の動向を注視していきたいと考えているところであるので理解されたい。

5. 地域最低賃金・地域産業別最賃（民間）の引き上げに努力すること。また、全国一律最低賃金制度の確立と、当面「時間額1,000円以上、日額7,500円以上、月額160,000円以上」に引き上げるよう政府と国会に要望すること。

（回答）

最低賃金については、平成25年10月24日の改定により、京都府最低賃金が14円引き上げられ、現在773円になっている。一部の産業（印刷業・金属製品製造業など）については、京都府最低賃金額より高い「産業別最低賃金額」が定められており、これらの最低賃金額については、最低賃金法に基づき、各企業において遵守されるものである。

本市としては、最低賃金制度について、市ホームページ等で広報するとともに、国における「最低賃金の引き上げ」についての具体的な施策について、今後の動向を注視していきたいと考えているところであるので理解されたい。

7. 住民本位の行政を推進するために、清掃・学校給食・保育所などの現業部門や、福祉教育関係の民間下請けを行わず、住民生活直結部門の充実を図ること。

（回答）

現在取り組みを進めている第6次行政改革においては、「民営化・民間委託化の推進」を主要な課題の一つとして掲げている。保育所の民営化、学校給食調理業務や可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化等については、それぞれ個別計画等を策定し、取り組みを進めてきたところであるが、これらを遂行する中で、勤務条件等に関わる事項については貴組合と協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

8. 地震等の事態に備えての防災都市づくりのために、「震度7」を基準とした防災計画を策定すること。消防・救急の施設や装備について、直ちに国基準どおりに整備するとともに、消防職員を増員すること。大災害発生時の職員の動員体制について明らかにすること。

（回答）

本市において地震により災害が発生し、または発生する恐れがある場合の対応については「宇治市地域防災計画」で定めている。本計画では、震度4以上の地震が発生した場合の災害警戒本部または災害対策本部の設置および動員体制の基準を定めており、特に震度5強以上の地震においては災害対策本部の自動設置、災害対策本部の事務局体制が整うまでの間の初動対応体制について定めている。

災害が発生した場合の応急対策計画、災害復旧計画についても本計画に定めており、震度7の地震への対応についても本計画に基づいて対応することとなる。

大災害発生時の職員の動員体制については、宇治市地域防災計画に沿って職員の動員を行うこととしており、「宇治市職員災害時初動・参集マニュアル」を全職員に配付しているところである。

なお、消防・救急に関する要求項目については、交渉事項として貴組合に回答することには

ならないが、消防・救急の施設や装備については、消防組織法及び消防力の整備指針を目標に消防力の強化に努めているので理解されたい。

VI. 自治体行政に対する要求

1. ナショナルミニマムを切り捨て国の責任を放棄する「地域主権改革」ではなく、憲法に基づく国民の基本的な人権の尊重、住民自治に根ざした地方自治の実現へ、国・府に要請すること。
 - (3) 地方自治の根幹を否定する道州制や関西広域連合に対して反対の姿勢を明らかにすること。
 - (5) 「三位一体改革」で一方向的に縮小した交付税総額を元に戻し、財源を保障しないままの交付税削減、新型交付税拡大に反対すること。
 - (6) 「財政健全化法」による指標の機械的運用を行わないこと。
2. 宇治市として、市民生活を守る施策を積極的に実施すること。
 - (1) 市内の不況実態の実態把握とともに実効ある対策を市独自に実施すること。市内事業所、零細企業・商店などの実態調査を宇治市として実施すること。
 - (2) 保育所や公民館等、福祉・教育施設の補修・改善を早急に進め、地元業者発注で仕事を確保すること。耐震補強が必要な施設の改善を直ちに実施すること。
 - (3) 小売商店街の活性化対策として、補助金の創設・増額や地元発注の重視、空き店舗対策等をすすめること。
 - (4) 地域のパートとアルバイトを含むすべての労働者の賃金の改善を図ること。
 - ① 宇治市に働く労働者の賃金を「誰でも15,000円以上」「時間給100円以上」底上げを図ること。あわせて、臨時・非常勤を含め自治体に働く労働者の産別最低賃金を当面「時給1,000円・日額7,500円・月額160,000円」以上に確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。
 - ② 自治体が委託契約等を行う事業について、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条項）を尊重し、賃金単価を引き上げ、労働者に適正に支払われているかをチェックすること。また、そのための必要な条件整備を行うこと。
 - (5) 公共分野への導入にさまざまな問題が起こっているPFI・指定管理者制度の新たな導入や公募に切り替えることなく直営に戻すこと。

施設を指定管理職場で働く全ての労働者の労働実態を把握し必要な指導と公募により施設に働く労働者の雇用を守ること。
4. 社会保障制度の充実にむけ、公的責任を果たす立場から次の要求実現に努力すること。
 - (2) 介護サービスの重度者への限定化や利用者負担増など、介護保険制度の改悪に反対し安心して利用できる介護保険制度への改善と、それを保障するための介護労働者の労働条件改善を行うよう国に要請すること。宇治市として独自の保険料・利用料の減免制度の拡充など行うこと。
 - (3) 医療制度のたび重なる改悪に反対し、制度の改善を求めるとともに、国庫負担の大幅増による負担軽減をはかること。
 - (5) 老人医療費全額国庫負担により完全に無料化すること。
 - (6) 入院給食を保険給付に戻し、差別的な特定医療制度を廃止すること。また、薬剤など、保険

給付からの除外をやめること。

- (7) 年金支給開始年齢について従来通り60歳支給とするとともに、公的年金制度を拡充すること。そのためにも、94年の国会決議に基づき基礎年金の国庫負担割合を2分の1に直ちに増額すること。
年金給付の削減や年金制度の改悪に反対し、全額国庫負担による最低保障年金制度の確立を求めること。
 - (8) 厚生年金との統合にあたって、現行共済年金制度の維持、職域部分の拡充を関係機関に働きかけること。また、年金給付の物価・賃金スライドによる減額を行わないよう要請すること。
 - (9) 健保、年金掛け金の負担割合を労働者3：使用者7とし、国庫負担拡充の努力をすること。
 - (10) 待機児の解消など子育て支援施策の充実にむけて、公的責任において充実を図ること。
6. 福祉・教育・医療への国庫負担金・補助金の削減に反対し、その回復に努力するとともに、しわ寄せを住民に行なわないこと。
 9. 宇治川の治水・防災と景観保護のために、天ヶ瀬ダム再開発・1500m³/秒放流の再検討・中止を国に求めること。
 10. 日本の農業や地域経済を破壊するTPP参加に反対すること。コメをはじめ食料自給率の向上と安全を守り、農業と消費者を守ること。TPPに参加した場合、宇治市の地域経済にどのような影響をあたえるのか調査・試算し市民的に明らかにすること。
 11. 民間社会福祉施設に働く労働者の賃金・労働条件を改善すること。
 12. 平和と民主主義を守るために努力すること。
 - (1) 憲法改悪の動きが顕在化する中で、憲法改悪反対・自衛隊法改悪反対の姿勢を明確にすること。
 - (2) 普天間基地の無条件即時撤去を求めるとともに、オスプレイ配備に反対し在日米軍再編による基地機能強化と地元犠牲に反対すること。
 - (3) 「新防衛計画大綱」「中期防衛力整備計画」による軍拡と日米軍事同盟強化に反対すること。
 - (4) 国民保護計画による有事法制の訓練は行わないことを基本とし、実施する場合でも憲法の平和原則・基本的人権・地方自治の原則から、「住民福祉の向上、安全の保持」を明確にし、戦争協力体制の訓練としないこと。
 - (5) 宇治市内の自衛隊基地撤去へ積極的に働きかけること。
 - (6) 非核平和都市宣言に基づく平和行政の充実をはかること。
 - (7) 京都大学や黄檗自衛隊基地周辺など宇治市に現存する戦争遺跡についての保存を図ること。
 13. 自然環境、生活環境を守るための施策の充実をはかること。産業廃棄物処理に対する企業責任を明確にし、「容器包装廃棄物の収集・再商品化促進法」の抜本的改正を政府に働きかけること。
 14. 地球温暖化防止に向け、京都議定書で日本に義務として課された二酸化炭素6%削減を実現するため、産業界への規制強化、自治体での対策強化など、実効ある対策を行うこと。

(回 答)

この各要求項目については、交渉事項として回答することにはならないので理解されたい。
なお、勤務条件に関わる事項については交渉により解決を図っていきたいと考えているので理解されたい。